

西ドイツ・児童扶養控除制度を 統合した新児童手当制度

SPD が主導する現政権は、1950年代以来の SPD の主張にしたがって、さきに1971年10月児童手当と税制における児童扶養控除を一元化する構想を明らかにし法案を用意した。それが昨1974年8月議会を通過し、同月5日公布され、1975年1月1日から実施されることになった。

新しい法律の適用対象は1,000万、児童数で1,890万人と推定されており、要する費用は年約150億マルク（1974年10月現在1マルク＝116円）、従来の児童手当、税控除の費用に比べて40億マルクの支出増加と計算されている。

新しい制度では、児童手当が統一的に第1子から（旧児童手当は第2子から、税控除は第1子から）、所得にかかわらず（旧児童手当は第2子について所得制限あり、税控除は所得によって税率が異なるため減税額が異なる）、月額第1子50マルク、第2子70マルク、第3子以下各120マルクという定額で2か月ごとに支給されることになっている。1971年の政府案では第3子以下が90マルクであったが、第1、第2子については変っていない。従来の児童手当は、第1子には支給されず、第2子は所得制限つきで月25マルク、第3子以下は所得制限がなく、第3、4子各60マルク、第5子以下70マルクであった。

新しい児童手当の支給対象は、ドイツ人のほか、EC加盟国籍をもち西ドイツで働く外国人被用者、公募に応じて西ドイツで働くギリシャ、ユーゴスラヴィア、ポルトガル、スペイン、トルコの国籍を有する被用者が含まれる。ただ、第3の公募国労働者に対しては、西ドイツに居住する子には満額の児童手当が支給されるが、母国に居住する子に対しては、協定を結んでその国の生計費水準を考慮して決めることにしている。ただし、その場合でも最低額を定めて、それを下回る

ことがないようにしている。この最低額というのが、実は旧制度による児童手当額にほかならないのである。

Ludwig Mann は、さきに今回の改正を批判したが、それによると、CDU / CSU もこの改正には賛成しており、第4子以下については改正案よりさらに高い月150マルクを提案していたという。Mann は、今回の改正がすでに高率の負担をして福祉給付に貢献している高所得者の立場をさらに不利にすること、大きな支出増加を伴うこと、新しい行政のために連邦労働局の職員が2,600人ないし3,400人ふえることなどを批判している。

Mann の論文のなかに、ドイツカトリック家族連盟の作成した改正前・改正後の給付の比較表が掲げられている。これによると、年所得18,000マルクの場合改正による給付増加は、1子360マルク（年間、以下同様）、2子878マルク、3子956マルク、4子1,334マルクであり、年所得32,000マルクでは、それぞれ248マルク、608マルク、532マルク、778マルクとなっている。

Sozialer Fortschritt, November 1974, S. 252, 253,
Ludwig Mann, "Der Bonner Kindergeld-Skandal"
Arbeit und Sozialpolitik, Juli 1974, S. 237-240.
(保坂哲哉 社会保障研究所)

西ドイツ・公的勤務の医師の不足

ドイツ医師会（ハルトマン同盟）の確言によると公的勤務の医師の不足は驚くべきものであるという。最近のチフス流行の経過をみると明らかに警戒信号が出ている、と医師会長 Bourmer は述べている。直ちに手をうたないかぎり、公